

分団プロフィール作成業務に係る企画提案のための仕様書

1 業務の概要

(1) 業務名

分団プロフィール作成業務

(2) 目的

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、平時・非常時を問わずその地域に密着した消防防災のリーダーとして、住民の安全と安心のための活動を行っており、地域防災の中核的存在である。

しかし、近年、少子高齢化や就業形態の変化に伴い、消防団員数は減少傾向にあり、団員の確保に向けては、消防団の存在そのものだけでなく、活動内容や、やりがいなど社会的存在意義を、住民に広く周知することで、消防団の存在を認知し、興味を持ち、加入意欲を持ってもらうことが必要と考える。

このため、消防団の活動や日々の訓練内容、活動の重要性等を広く地域住民に伝え、消防団に対する理解を深めてもらうため、消防団の活動単位の1つである分団ごとに、活動内容やアピールポイントをまとめた「分団プロフィール」を作成するもの。

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

2 契約上限額

3,288,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 委託業務の内容

受託者は、県と十分な打ち合わせと連絡調整を図りながら、以下の業務を実施するものとする。

(1) 分団プロフィールの作成（240団体程度）

消防団に関心のない県民に対しても注意を引き、かつ消防団にも親しみを持ってもらえるよう、デザイン等に工夫を凝らした1分団毎のプロフィールを作成すること。

作成に当たっては以下を遵守すること。

- ①プロフィールの内容は、県においてとりまとめたデータを使用すること（8月初旬提供予定）。
- ②県が提供する分団の写真を1枚掲載すること。
- ③問い合わせ先として、各市町消防団主管課の連絡先と県ホームページの二次元バーコードを掲載すること。
- ④デザインは統一してよいが、市町別にワンポイント程度の変更をすること。
- ⑤納品までに、県からの校正を1回以上受けること。
- ⑥納品期限は令和6年11月末日とすること。
- ⑦プロフィールデータを1団体ずつPDFファイルにして納品すること。そのファイル名は、県が指定するファイル名とすること。

(2) 分団プロフィール冊子版の作成

(1) で作成した全てのプロフィールを、1冊にとりまとめること。

作成に当たっては以下を遵守すること。

- ①県内の消防団屯所を示した香川県地図（見開き）ページを作成すること。
- ②掲載は市町建制順とし、市町毎にページ区切りを設けること。
- ③各市町の特色や、消防団現況をまとめた特集ページを設けること。1市町1名以上の団員等にインタビューを行うなどにより作成すること。インタビューを計画する際には、事前に県担当者に相談すること。
- ④納品までに、県からの校正を1回以上受けること。
- ⑤次のとおり納品すること。

- ・印刷物 800部（A4版、フルカラー印刷、中綴じ）
- ・①で作成した香川県地図のPDFファイル
- ・③で作成した特集ページのPDFファイル

（3）分団プロフィールポスター版の作成

（1）で作成した県内消防団全てのプロフィールを掲示ポスター用に拡大印刷すること。
作成に当たっては以下を遵守すること。

- ①サイズはA2版とし、ポスターに適した紙を使用すること。また、フルカラー印刷とすること。
- ②各プロフィール×10部ずつに印刷したポスターを納品すること。

4 企画提案要領

企画提案書には、以下の内容を記載すること。

- ①分団プロフィールデザイン案（プロフィール文面は別紙のとおり）
- ②市町特集ページデザイン案
- ③同種の業務実績（過去5年間程度で主なもの）

5 著作権

- （1）本業務で新たに生じた著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）から第28条（二次的著作物の利用に関する著作権の権利）までに規定するすべての権利）については、県に帰属するものとする。
- （2）受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。
- （3）納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、県が特に使用を指示した場合を除き、受託者の責任と負担において、当該既存著作物の使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。
- （4）本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切を処理すること。

6 特記事項

- （1）内容及び作業スケジュールについては、契約後、県と協議を行いながら進めること。
- （2）受託者は、受託者が行う業務については、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、その一部を委託することができる。
- （3）この仕様書の記載で判断できないことや、その他委託業務を遂行する上で疑義が生じた場合等は、県と受託者が協議して解決するものとする。